

市001	項目名	戸籍関係事務費	
予算書項目	戸籍事務費	ページ	31
年度	R6	所 属 名	
		市民生活部 市民課	
会計名		事業の概要	
一般会計		【問合せ先】戸籍係 0857-30-8194	
款	総務費	【11次総の施策体系】2405	
項	戸籍住民基本台帳費	【事業の経過及び背景】	
目	戸籍住民基本台帳費	令和5年6月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）の成立により、戸籍法が改正され、戸籍の記載事項に「氏名の振り仮名」が新たに追加されることとなった。	
(単位：千円)		【事業の目的及び効果】	
補正前額	49,374	行政のデジタル化推進のための基盤整備の一環として、氏名の振り仮名が特定されることで、検索等の処理が容易となり誤りを防ぐことができる。	
要求額	1,966	また、公証された氏名の振り仮名を、住民票の写しやマイナンバーカードに記載できることで、本人確認資料として用いることができる。	
総務部長段階査定額	1,966	【事業の内容】	
市長段階査定額	1,966	氏名の振り仮名対応に係る戸籍情報システムの改修を行う。	
区分		(今後の予定)	
国・県支出金	1,966	令和6年度	
地方債	0	・戸籍システム改修作業（振り仮名機能搭載・振り仮名通知）	
その他	0	・住民票に登録されている振り仮名を「仮の振り仮名」として戸籍の附票及び戸籍情報システムに登録	
一般財源	0	・仮の振り仮名を本人に通知するための準備作業	
計	1,966	令和7年度	
		・仮の振り仮名を本人に通知	
		・初めて戸籍に記載される者・振り仮名を申し出た者について振り仮名を記録	
		令和8年度	
		・振り仮名の申出がなかった者について、仮の振り仮名を戸籍に記録	
		・全戸籍の氏名の振り仮名の記録完了	
		財源 社会保障・税番号制度システム整備費補助金（10/10）	
備考欄			

市002	項目名	住民登録関係事務費	
予算書項目	住民基本台帳事務費	ページ	31
年度	R6	所 属 名	
		市民生活部 市民課	
会計名		事業の概要	
一般会計		【問合せ先】住民登録係 0857-30-8193	
款	総務費	【11次総の施策体系】2405	
項	戸籍住民基本台帳費	【事業の経過及び背景】	
目	戸籍住民基本台帳費	令和5年6月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）の成立により、戸籍法が改正され、戸籍の記載事項に「氏名の振り仮名」が新たに追加されることとなった。	
(単位：千円)		また、住民基本情報ネットワーク（住基ネット）端末等について、令和6年11月に更新予定であったが、自治体システム標準化に係るシステム開発等の遅れにより、令和7年3月に延期することとした。（標準化に適した端末等を導入するため）	
補正前額	21,562	端末はリース契約終了後は無償譲渡となるが、端末等の延長保守が必要となった。	
要求額	2,734	【事業の目的及び効果】	
総務部長段階査定額	2,734	・本籍人について、住基ネットから仮の氏名の振り仮名を採集し、戸籍の附票システムに登録、その後、戸籍情報システムに紐づける。	
市長段階査定額	2,734	・住基ネット端末等を更新するまでの間、保守を延長する。	
区分		【事業の内容】	
国・県支出金	0	・仮の氏名の振り仮名を住基ネットから採集し、戸籍附票システムに登録するための作業委託経費 2,091千円	
地方債	0	・住基ネット端末（14台）及び住基ネットサーバーの延長保守（4か月分）委託経費 643千円	
その他	0		
一般財源	2,734		
計	2,734		
備考欄			

市003	項目名	コンビニ交付関連事務費			所 属 名
予算書項目	コンビニ交付関連事務費	ページ	31	市民生活部 市民課	
年度	R6				
会計名					
一般会計					
款	総務費				
項	戸籍住民基本台帳費				
目	戸籍住民基本台帳費				
(単位：千円)					
補正前額	20,831				
要求額	7,548				
総務部長段階査定額	7,548	その他財源の内訳			
市長段階査定額	7,548	分担金	0		
		負担金	0		
		使用料	0		
		手数料	0		
		財産収入	0		
		寄付金	0		
		繰入金	0		
		贈収金	0		
		その他	0		
区分	補正額				
財源内訳	国・県支出金	3,774			
	地方債	0			
	その他	0			
	一般財源	3,774			
	計	7,548			
備考欄					
<b>事業の概要</b> 【問合せ先】証明係 0857-30-8192 【11次総の施策体系】2405 【事業の経過及び背景】 本市では、混雑緩和と市民の利便性向上に向け、平成29年度からコンビニ交付を開始しているが、令和5年度の利用率は約30%にとどまっている。 本年5月に実施したアンケートでは、コンビニ交付未利用者の約半数がコンビニ交付を知らない、操作方法がわからないと回答している。 【事業の目的及び効果】 本庁舎等の窓口付近にマルチコピー機を設置し、混雑緩和や待ち時間の短縮を図るとともに、コンビニ交付サービスでの取得を増やしていくことで、地域間の住民サービスの格差を解消するとともに、電子サービスの利用促進を図る。 【事業の内容】 本庁舎に1台、総合支所に1台（各総合支所を順次移設）、窓口付近にマルチコピー機を設置し、窓口来庁者のうちマルチコピー機で対応可能な証明発行の方に、庁内設置機への案内と操作説明を行い、以後のコンビニ交付へ誘導する。 <コンビニ交付取扱件数> 令和3年度 24,160件 令和4年度 35,212件 令和5年度 50,923件 財源 デジタル田園都市国家構想交付金（1/2）					

市004	項目名	個人番号カード関連事務費			所 属 名
予算書項目	個人番号カード関連事務費	ページ	31	市民生活部 市民課	
年度	R6				
会計名					
一般会計					
款	総務費				
項	戸籍住民基本台帳費				
目	戸籍住民基本台帳費				
(単位：千円)					
補正前額	62,397				
要求額	3,616				
総務部長段階査定額	3,616	その他財源の内訳			
市長段階査定額	3,616	分担金	0		
		負担金	0		
		使用料	0		
		手数料	0		
		財産収入	0		
		寄付金	0		
		繰入金	0		
		贈収金	0		
		その他	0		
区分	補正額				
財源内訳	国・県支出金	0			
	地方債	0			
	その他	0			
	一般財源	3,616			
	計	3,616			
備考欄					
<b>事業の概要</b> 【問合せ先】マイナンバーカード係 0857-30-8196 【11次総の施策体系】2405 ●実施計画 【事業の経過及び背景】 「社会保障・税番号制度」の施行（平成27年10月1日）に伴い、マイナンバーカードの交付事務を実施している。国は、ほぼすべての国民がマイナンバーカードを保有することを目標にかかげている。 法定受託事務として、マイナンバーカードの取得促進に取り組んでいる。 【事業の目的及び効果】 令和5年度個人番号カード交付事業費補助金の過大受領分を国に返還する。 【事業の内容】 令和5年度個人番号カード交付事業費補助金の実績報告にあたり、当初見込のままの額を計上した項目があったことなどにより、当該補助金を過大受領していたため返還するもの。 <国庫補助金返還金> 139,255千円（交付済額）－135,639千円（本来交付額）＝3,616千円（返還額）					